

平成 25年 10月 28日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

雇用促進税制の改正

一定の雇用者数が増加した場合には税額控除がうけられる

一定の要件を満たす法人及び個人事業主が新たに従業員の採用を行った場合、法人税又は所得税から一定の税額を控除することができる税制優遇制度です。

〔1〕適用要件(次の全てを満たしていること)

① 前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと。

② 基準雇用者数 \geq 5人(中小企業者等については2人)

基準雇用者数とは: (当期末の雇用者の数 - 前期末の雇用者の数)

③ 基準雇用者割合 \geq 10%

基準雇用者割合とは: (基準雇用者数 / 前期末の雇用者の数)

④ 給与等支払額 \geq 比較給与等支給額

給与等支払額とは: (当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等で、雇用者に対して支給されるもの)

比較給与等支給額とは: (前期の給与等の支給額 + (前期の給与等の支給額 \times 基準雇用者割合 \times 30%))

※ 適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲は法人の使用人のうち雇用保険の一般被保険者(雇用保険に加入)をいい、役員はもちろん、役員の親族や役員から生計の支援を受けているものなど特殊関係者及び使用人兼務役員は除かれます。

※ キャバレー、パチンコ店など風俗営業等を営む事業主は対象から除外されます。

〔2〕優遇制度の適用をうけるための証明方法と手続き

① 事業年度開始後2ヶ月以内に、目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出

② 事業年度終了後2ヶ月以内にハローワーク等で〔1〕の①～③について確認を受ける。

③ ハローワーク等で公布される雇用促進計画等の書類の写しを確定申告書に添付する。

〔3〕適用年度における税額控除限度額(税制優遇制度)

次の①または②のいずれか少ない金額を、法人税額又は所得税額から控除することができます。

① 基準雇用者数(雇用者の増加数) \times 40万円(改正前は20万円)

② 当期の法人税額または所得税額 \times 10%(中小企業者等については20%)

〔4〕適用年度

平成25年4月1日から平成26年3月31日の期間内に開始する事業年度において適用。

個人事業主の場合は平成26年1月1日から平成26年12月31日の年度分について適用。